

幹事社様 ③

記者発表の概要 平成 30 年 5 月 15 日付けで処分を行った者

- ① 川田 裕 奈良県議会議員 → 期限付き離党勧告処分（期限；平成 30 年 6 月 5 日）
- ② 中川 崇 奈良県議会議員 → 1 か月間の党員資格停止処分、役員会名による嚴重注意処分

理 由 ； 平成 30 年 3 月 26 日付けで、奈良県総支部（なら維新の会）と密接な関係がありました政治団体「なら維新の会」を不適切な手続きにより解散した一連の行為により処分。

経 過

・事実確認ができた日時 平成 30 年 4 月 20 日午前 9 時過ぎ、奈良県公報（奈良県選挙管理委員会告示）にて確認。

—異動届—

平成 30 年 3 月 26 日に「本会」の異動届が提出された。

（平成 30 年 4 月 20 日 奈良県選挙管理委員会告示第 2 号、平成 30 年 3 月 26 日届出）

会計責任者の異動届 （新）中川 崇 （旧） 森本尚順

—解散届—

平成 30 年 3 月 26 日に「本会」の解散届が適切な手続きを得ずに提出された。

（平成 30 年 4 月 20 日 奈良県選挙管理委員会告示第 3 号、平成 30 年 3 月 26 日届出）

代表者 ； 川田 裕

—設立届—

同一名称の「なら維新の会」

（平成 30 年 4 月 20 日 奈良県選挙管理委員会告示第 1 号、平成 30 年 3 月 26 日届出）

代表者 ； 川田 裕 会計責任者 中川 崇

「なら維新の会」の事実確認

幹事社様 ③

○ その他の政治団体「なら維新の会」設立後の経過

設立 ; 平成 27 年 10 月 30 日 (届出)

(告示) (奈良県選挙管理委員会告示第 60 号、平成 27 年 11 月 13 日)

代表者 ; 川田 裕 会計責任者 ; 森本尚順

事務所所在地 大和高田市幸町 10-27

異動届 (所在地の異動) ; 平成 28 年 2 月 4 日 (届出)

(告示) (奈良県選挙管理委員会告示第 80 号、平成 28 年 3 月 18 日)

新 630-8115 奈良市大宮町 7-2-5 田村ビル 305 号

旧 635-0015 大和高田市幸町 10-27

(新住所地は、当時のおおさか維新の会 奈良県総支部である。)

平成 28 年 3 月 28 日 (月) 地方政党「なら維新の会」臨時総会開催

平成 28 年 4 月 法人口座開設 (ゆうちょ銀行)

現在の会費残高については

¥125,000. - (28.11~29.5)

○ 収支報告書について (平成 30 年 3 月 26 日時点)

平成 27 年分の収支報告は収支合計 0 円

平成 28 年分の収支報告も収支合計 0 円

本来であれば、平成 28 年分収支報告書に 13 名分 115,000 の収入記載 → 平成 29 年へ繰り越し、平成 29 年分会費納入として 1 名分 10,000 円を計上の義務がある。

平成 29 年分の収支報告書提出期限は平成 30 年 3 月 31 日

解散時の会員数は 11 名

幹事社様 ③

○ 新たに「なら維新の会」と同一名称の「なら維新の会」を設立したことについて

- ・同一名称の「なら維新の会」を設立する合理的理由がないこと。

事情の聴取

① 川田 裕氏 平成 30 年 5 月 7 日（月）午後 5 時 35 分～

② 中川 崇氏 平成 30 年 4 月 28 日（月）午前 11 時～

上記の事実確認及び各項目の検証の結果、「なら維新の会」の解散、政治資金規正法の定めによる義務規定違反、「なら維新の会」と同一名称の政治団体の設立に関し、関係者の責任の度合いにより日本維新の会奈良県総支部として、総支部規約第 22 条の倫理の順守、総支部党紀規則第 2 条及び第 3 条に基づく処分を行うことが相当であると判断した。